

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百十號

鳥取縣立大路川改良事務所及び同東部港灣修築事務所を
昭和二十二年七月一日鳥取縣會計規則第二條の規定によ
る障に指定した。

昭和二十二年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月二十二日
第千八百二十八號

火曜日

本報ノ大キサハ規定欄ニ示ス

鳥取縣公報 毎週 日發行 (休日・當ル)
火金 日發行 (休日)

昭和二十二年七月二十二日
第千八百二十八號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可